

事 務 連 絡
平成20年11月25日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の
施行に伴う医療機関等における留意事項について

長寿医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年9月9日の与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、長寿医療制度に係る75歳到達月の自己負担限度額の特例の創設及び現役並み所得者の判定基準の見直しについて、以下のとりまとめが行われ、これを踏まえ、政府としては、見直しに係る改正政令を11月21日に公布し、来年1月の施行に向けて準備をしているところです。

2. 長寿医療制度の施行による加入関係の変化に伴う問題について

(1) 月の途中で75歳となり長寿医療制度に移行する場合、移行前後の医療保険制度においてそれぞれ自己負担限度額を支払い、限度額が2倍になるという問題が生じうる。これについては、従前と同様の限度額となるよう、75歳に到達した月において、移行前後の医療保険制度における自己負担限度額をそれぞれ本来額の2分の1に設定することとし、平成21年1月から実施する。

なお、平成20年4月以降についても、この方針に沿って同様の取扱いとすることとし、具体的な事務手続等をさらに詰める。

(2) 長寿医療制度の創設に伴い、一部の方については、世帯構成及び収入が変わらないにもかかわらず新たに現役並み所得者と判定され、自己負担割合が1割から3割となるという問題がある。これについては、従前と同様1割負担のままとすることとし、平成21年1月から実施する。

つきましては、11月21日付けで都道府県及び都道府県後期高齢者医療広域連合あて発出した改正政令の施行通知を別添のとおり情報提供いたしますと

ともに、その施行に当たり医療機関等において御留意いただきたい事項について下記のとおりお示ししますので、その内容について御承知いただき、管下関係機関に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

I 75歳到達月の自己負担限度額の特例

1 内容

75歳に到達し、長寿医療の被保険者となった方が、当該75歳に到達した月に療養を受けた場合、個人単位の一部負担金等の合算額について通常の高額療養費の算定基準額の2分の1の算定基準額を適用して高額療養費を支給する特例を設けるものです。(別紙1及び2)

2 留意事項

今回の措置により、来年1月から、75歳年齢到達月における自己負担限度額は別紙3のとおりとなります。

なお、75歳に到達し長寿医療の被保険者となったことにより健康保険の被保険者でなくなった方の被扶養者(被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者に移行することとなる。)が、当該長寿医療被保険者の75歳に到達した月に療養を受けた場合についても、同様に自己負担限度額が2分の1となりますので、御留意いただくようお願いします。

II 現役並み所得者の判定基準の見直し

1 内容

長寿医療制度への移行に伴い、新たに現役並み所得者となった方(※)について、従前と同様の負担割合(1割)となるよう措置するものです。(別紙4)

※ 課税所得145万円以上かつ収入383万円以上の方(世帯内に長寿医療被保険者が一人である方に限る。)であって、その属する世帯の70～74歳の方を含めた収入の合計額が520万円未満である方。

具体的には、現在の被保険者証の「一部負担金の割合」欄に、

- ① 「3割・自己負担限度額一般適用」と記載されているすべての被保険者と、
- ② 「3割」と記載されている被保険者のうち一部の方となります。

2 留意事項

対象となる方については、以下のとおり来年1月からの一部負担金の負担割合を「1割」とした被保険者証を年内（※）に交付することとしていますので、医療機関等において一部負担金の負担割合を確認する際には、御留意いただくようお願いします。

① IIの1の①に該当する被保険者について

「一部負担金の割合」欄に「1割（※平成20年12月31日までは3割・自己負担限度額「一般」適用）」と記載した被保険者証（別紙5）を交付

② IIの1の②に該当する被保険者について

当該被保険者からの申請により要件に該当するかどうか判定した上で、該当する方に対し、「一部負担金の割合」欄に「1割（平成20年12月31日までは3割）」と記載した被保険者証（別紙6）を交付

※ ②に該当する被保険者については、各都道府県後期高齢者医療広域連合において定めた申請期限までに申請のあった場合に限り、年内に交付することとしており、申請期限以降に申請があったものについては、随時交付することとしています。

（担当）

厚生労働省保険局高齢者医療課
企画法令係 反田・嶋

TEL 03-5253-1111

（内線）3199・3198